

Title	五・ 一五事件後の在郷軍人の法的・ 政治的統制再考： 一九三六年の勅令団体化まで
Sub Title	Rethinking legal and political control of veterans after 5.15 Incident until the imperial grouping in 1936
Author	玉木, 寛輝(Tamaki, Hiroki)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2025
Jtitle	近代日本研究 (Journal of modern Japanese studies). Vol.41, (2024.) ,p.279- 304
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20240000-0279

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

五・一五事件後の在郷軍人の法的・政治的統制再考

——一九三六年の勅令団体化まで——

玉 木 寛 輝

はじめに

本稿は、五・一五事件が起きた一九三二年から三六年に在郷軍人会が勅令団体化するまでの時期を扱い、同時期において陸軍省、在郷軍人会本部が、在郷軍人たちの政治活動に対する法的、政治的統制を目指していたことを明らかにする。一九三六年の帝国在郷軍人会令により在郷軍人会が勅令団体化されたことは、それまで一定程度自立性を認められてきた在郷軍人会への陸軍省による監督に法的根拠が与えられた画期的瞬間であった。しかし戸部良一氏により三六年の勅令の意義は再確認されたものの、五・一五事件後から陸軍省や在郷軍

人会本部が在郷軍人の政治活動に対しどのような法的統制を模索してきたのかについては、従来あまり関心が払われず、同勅令についても明確にされていない点もある。そこで本稿では、陸軍省および在郷軍人会本部が、五・一五事件以後から私的な身分で政治活動を行う在郷軍人への法的対処を模索していたこと、一九三六年の勅令につき明確になっていない点も明らかにする。

ここで注意が必要なのは、在郷軍人は在郷軍人会の会員として活動している時を除いて、一私人としての性格をもつため、その政治的権利をむやみに制限できない点である。それゆえ同会の会員としてではなく私人として在郷軍人が集まって、本来禁じられている政治活動を展開することが可能であった（以後、そのようなグループを私的グループと記し、在郷軍人会および会員としての活動と分けて記す）。とりわけ、在郷軍人会はもともと日清戦争前後期から地域ごとに独自に発展してきた経緯もあってか、同会規約では現役を退いた将校および下士兵卒を在郷軍人会の正会員と規定したものの、同会に入会しない者も相当数いたようであり、その自発性の尊重との葛藤のなかで、陸軍省、在郷軍人会本部は政治活動への法的統制に頭を悩ませていたのである。なお、本稿で言う法的統制には在郷軍人会規約も含むものとする。加えて本稿では、在郷軍人が政治家やメディアへ攻撃を続けていた一九三三年から三四年における在郷軍人の「政治的強さ」にも再評価を加えたい。

本稿の意義は第一に、一九三〇年代前半の軍の政治的一体性につき示唆を与える点にある。近年異を唱える研究も始めているものの、⁽³⁾本稿で扱う一九三〇年代前半を政治的な私的グループと在郷軍人会、さらには陸軍省が一体となって政治への圧力を強めた時代だとする議論も根強く存在している。⁽⁴⁾しかし陸軍省および在郷軍人会本部は政治的な私的グループの圧力を利用せず、むしろ本稿で見えるように法的統制を強化していく。そ

の意味で三者の政治への姿勢を分けて考察する必要を本稿は示した。とりわけ、在郷軍人会の会員としての活動と私的グループとしての活動は区別されずに論じられることが多く、それゆえ一部の研究を除き、むやみに制限できない私的グループの政治的活動に在郷軍人会本部が頭を悩ませていたことを見落としてきた。その意味で、ある局面における在郷軍人たちの政治との関わりが、在郷軍人会全体として進められたのか、私的グループとして進められたのか、慎重に検討する必要性をも本稿は提示している。

第二に、第一の点と関連して在郷軍人の政治レベルでの活躍と啓蒙レベルでの活躍を分けて考える必要について示唆を供している点にある。従来の研究は本稿で触れる政治活動への法的統制の強化に十分に注目しておらず、それゆえに一九三〇年代に行われる国防思想普及運動など啓蒙運動における活躍をもって、私的グループも含め在郷軍人の政治的な影響力の強さを描いてきた。しかし本稿で示す私的グループの政治的な活動への陸軍省、在郷軍人会本部の法的統制の模索と否定的な姿勢をみると、在郷軍人がどこまで政治的な次元で活躍し得たのか、啓蒙レベルでの活躍と分けて考える必要性に気づくであろう。⁽⁵⁾

第三に、国際比較の観点から在郷軍人などパラミリタリーグループが果たした役割に示唆を与える点であろう。第一次世界大戦後のイタリアやドイツでは、第一次世界大戦への参戦経験を持つ在郷軍人に加え、参戦経験を持たないパラミリタリーグループが政治体制の不安定化をもたらしたとされ、ムッソリーニやナチスが政権を獲得するための政治的地ならしを行っている。⁽⁶⁾ 日本においてもイタリアファシズムにおける在郷軍人の役割に感化を受けた知識人が、長野県下伊那地域の在郷軍人たちに同様の役割を期待して働きかけており、その在郷軍人たちは一九三〇年代以降、地域と中央を横断する一つの私的グループになっていくが、彼らが政治体制の不安定化をもたらすことはなかった。その要因の一端を陸軍省や在郷軍人会本部の法的統制に求めるべ

く、それらが同私的グループにどのように影響したのかも、補助線として触れていく。

一 五・一五事件直後の法的統制の模索

(1) 私的な在郷軍人グループへの法的統制の模索とその反響

本章では五・一五事件後の在郷軍人の政治活動に対していかなる法的な統制が加えられたのか、またその実の影響についても検討する。軍の青年将校が中心となった五・一五事件は、在郷軍人たちが政治革新へ進む気運を高めた。同年五月には先に触れた長野県下伊那地域の在郷軍人たちが、禁じられていた政治への進出をはかるために信州郷軍同志会を結成し、その他にも同年には明倫会、翌年には皇道会といった私的グループが結成されている。そして同事件に関する報道が一九三三年に解禁され、被告への減刑請願運動が広まると、信州郷軍同志会も減刑請願運動を試みようとして政治への志向を強めていた⁽⁹⁾、同会も関わっていた日本国家社会党は在郷軍人に働きかけて減刑請願運動を通じた政治革新の動きを展開しようとしていた⁽¹⁰⁾。

しかし在郷軍人会本部は高まる同運動に対し、請願令違反による刑事罰の可能性を提示していく。請願は、内大臣府および所轄の「官公署」に送ることができたため、それにより辞めさせたい人物に圧力をかけることも、あるいはその「官公署」を動かそうとすることも可能であった。しかし、在郷軍人会理事・赤井春海の名で出された「五・一五事件二関スル会員指導ノ件通牒」は「此ノ如キ運動ハ本会ノ目的ニ沿ハス内外ノ誤解ヲ招ク」としたうえで、在郷軍人による同事件への請願運動が、「裁判ニ干スル事項」につき請願することを禁じた請願令第一条に反する可能性と、同令第一七条違反による懲役、罰金刑に課される可能性を条文付きで

示している⁽¹¹⁾。請願令第一七条は、請願のために「他人ヲ誘惑若ハ煽動シ又ハ名義ノ何タルカヲ問ハス請願ニ関スル運動ノ為金銭其ノ他ノ利益ヲ收受シ、要求シ若ハ其ノ收受ヲ約束シタ者」を六カ月の懲役ないしは百円以下の罰金刑に処するものである。もともと通牒は在郷軍人の政治関与については特に言及していない。しかし先の赤井が同通牒よりも前に、政治的な私的グループが在郷軍人会に「提携ヲ希望」していると聞くが、それらと関わることで在郷軍人会が「政治ニ干與スルノ疑惑ヲ世人ニ抱カシメサルコトハ本会ノ使命ト今後ノ活動上最必要⁽¹²⁾」と述べており、在郷軍人会と私的グループを横断する政治的活動への警戒として請願令違反の警告が出されたことは間違いないであろう。実際、この通牒が出されたことにより「公然分会名ヲ用ヒテ運動スルモノハ比較的尠ク⁽¹³⁾」なったという。こうして在郷軍人会として減刑請願運動に乗じた政治運動を行うことは困難になったのである。

同時に重要なのは、同運動に乗じて政治革新を目指していた私的グループの信州郷軍同志会が請願令適用の警告に敏感に反応している点である。同会の機関誌的存在である『信濃国民新聞』は、「五、一五事件ニ関スル会員指導ノ件通牒」が出された後に、請願令による減刑請願運動への「取締は断じて国民の承知すべきことでもなく、かくてはむしろ反動的に該運動を激発せしむることになるであろう⁽¹⁴⁾」と反発している。同会は先の本部の通牒に触発されてであろう、減刑請願運動が合法か違法か否かに相当に気を尖らせており、同会の活動が請願令に背反していないことを示すべく条文も提示しているが、減刑の請願を想定している時点で、「裁判ニ干スル事項」につき請願してはならないとする同令第一一条違反を免れない。それゆえ、同記事では第一一条にはあえて触れていない⁽¹⁵⁾。第一一条に触れず、減刑請願を合法的なものとして提示しなければならなかったのであろう。在郷軍人会の会員としての活動にのみ適用可能な陸軍刑法とは異なり、身分に関わらない横断的

な政治活動に適用される請願令違反の警告は、私的グループにも一定の効果を持っていたのである。

こうして信州郷軍同志会グループは、五・一五事件の減刑運動が抑圧されたと不満を募らせていく。同会の中心人物である中原謹司は、五・一五事件の減刑運動が「妨害」された「実例」があるとしたうえで、国家革新の「氣勢を削がぬ様に細心の注イを以て之か取締に当る事か必要」であると不平を漏らす。中原らは、政治運動、社会運動の取り締りが政治的左右の区別なく一律に行われており、それゆえ「右翼左翼取締り」に「区別があるのかないのか」を明らかにする必要があるとし、「国家主義の再現を抑圧する様になつては困る」と論じるのである。⁽¹⁶⁾ここで言われている「抑圧」が厳密に請願令違反によるものかは定かではない。また、「抑圧」についても信州郷軍同志会側の誇張の可能性も十分に考えられよう。しかしながら、軍人会本部の示した法的統制の影響もあって、私的グループは、取り締りと刑事罰の可能性をも視野に入れ、その政治活動を控えざるを得なかったこともまた事実であった。それゆえ同会は、五・一五事件の被告らについて「彼等の減刑を願うことを控えると決定せざるを得なかったのである」⁽¹⁷⁾。

(2) 在郷軍人会規約への制裁規定の導入

私的グループの政治活動に対する法的統制の模索は、これまでの研究ではほとんど触れられてこなかったものの、一九三三年三月の在郷軍人会規約の改正に伴う制裁規定の導入という形で現れた。在郷軍人会規約は三年の勅令まで在郷軍人の立場を大きく規定してきたため、本稿では規約も「法的統制」の「法」として扱うと述べたのは既述の通りである。在郷軍人会規約は在郷軍人の政治活動を厳禁してきたものの、同年の改正までそれに反した会員への制裁規定を持たなかった。しかし一九三三年に至って、「従来正会員二対スル制裁全

ク無カリシ為取扱上不都合ヲ生シタ⁽¹⁸⁾」として、規約の第二九条に「正会員ニシテ規約ニ背キ本会ノ目的ヲ遂行スル為有害ト認メタル者アルトキ」は所定の手続きを経て、「一時会員タルノ待遇ヲ停止スル」という規定が設けられたのである。このことは、信州郷軍同志会のある長野県でも特筆され、在郷軍人会松本支部報は在郷軍人のなかに「統制に従はぬ者会規を紊す者が生じ⁽¹⁹⁾」ているとして「改正されたる規約の徹底を望む」と制裁規定の活用に大きな期待をかけている。では「規約ニ背キ本会ノ目的ヲ遂行スル為有害ト認メタル者」とは具体的に何を指すのであろうか。

第一に、軍人会規約には政治不関与原則が規定されていること、また先に引用したように在郷軍人会本部が「政治ニ干與スルノ疑惑ヲ世人ニ抱カシメサルコトハ本会ノ使命ト今後ノ活動上最必要」と述べていることに鑑みれば、政治関与を行うこと（者）が想定されていたことは間違いない。第二に、同年に陸軍省が「在郷軍人会の圏外に於て、別に在郷軍人を糾合する此種団体を作り、政治的策動に狂奔するが如きもの⁽²⁰⁾」があれば、それは在郷軍人会の「会本来の使命に背反するのみならず、本会の堅実適正なる発展を阻害する」と述べていることに鑑みれば、在郷軍人会の会員でありながら、私的グループにも参加して政治活動を行うこと（者）が「規約ニ背キ本会ノ目的ヲ遂行スル為有害ト認メタル者」と考えられていたことも間違いないであろう。ここに私的グループで活動する在郷軍人会の会員にも制裁が可能となったのである。

また同時代の史料によれば、同年の改正により制裁可能となった対象は正会員のみならず、在郷軍人会の役員レベルも同様であった。在郷軍人会には理事や評議員、審議員などが役員として存在していたが、そのなかでも評議員は、第三章でも詳述するが、本部および各地の軍人会支部以下にも置かれた決議機関である評議会ではしばしば政治にも口を出そうしていた。在郷軍人会本部の評議員は各地の在郷軍人会支部の評議員のなかか

ら会員が選挙で、支部の評議員もその下の在郷軍人会連合分会の評議員のなかから会員が選挙で選出したため、地域レベルの強硬論が評議員を通じて本部の評議会に反映されることがあった。そして私的グループのメンバーがこの評議員などの役員を兼ねていることがすでに五・一五事件後から問題視されていた⁽²¹⁾。それは第三章でも見るように、私的グループのメンバーに評議会が利用され、政治的な決議が下から吸い上げられる可能性があったからであろう。しかし一九三三年の改正により、私的グループと関係を持つ役員についても任期途中で「事情ニヨリ」職務執行を停止させることが可能となった。改正前の規約では、対象役員の任を解くことはできたものの、後任者が就くまでは職務を停止させることはできなかった⁽²²⁾。

さらに言えば、この改正により在郷軍人会本部が「指導監督機関」と明記されたことも重要な点である。一九一〇年に成立した在郷軍人会は、それ以前の日清戦争期頃から各地で自発的に簇生してきた団体をあくまで形式的にまとめようとしたものであったがゆえに、その統制、指導力は決して強いものではなく、せいぜい陸海軍大臣により同会は「監督ヲ受ク」と規定されてきたにすぎなかった。それゆえ、政治不関与原則から逸脱する下部の在郷軍人会や私的グループがしばしば登場することになった。その問題点に在郷軍人会本部も気づいていたのである。すでに五・一五事件発生後の一九三二年の段階で規約の改正は議論の俎上に上っており、そこでは「本部ノ権限ヲ拡張スル事」が議論され、従来「単ナル事務機関」であった本部を「事務機関タルト同時ニ決議機関トナスコト即チ中央集権主義ヲ採用」することが目指されたという。もっとも、「本部ノ権限ヲ拡張スル事」には改正を主導したい本部と一部の規約改正委員との間で「相当議論紛糾」したようである⁽²³⁾。恐らくは、それまでの自立的、自治的な在郷軍人会の性格を否定するという批判が多かったのである。

しかし一九三三年の改正により、在郷軍人会本部はそれまでの「単ナル事務機関」から「指導監督機関」へ

と変わり、本部の権限強化がなされたことで評議会が政治的な決議をしたとしても、本部（在郷軍人会会長）がそれを覆せるという従来からの規定にも一層の裏付けが与えられた。会長の権限についてはすでに、在郷軍人会の会員から互選される評議会の決議が「法令ニ背キ又ハ公益ヲ害シ若ハ本会ノ目的ヲ遂行スル為著シク不適当ト認メタルトキハ」在郷軍人会会長が評議会に関わらず「決済」することができるとも定められていた。先述のように、在郷軍人会の評議会のメンバーは、在郷軍人会の会員から選挙または推薦で選ばれるために、下からの激越な意見が決議されることも考えられたからであろう。「本会ノ目的ヲ遂行スル為著シク不適当」という一文には、これまで確認してきたように、政治に関わる決議も当然含まれていたと考えられよう。このように、一九三六年に勅令団体として陸軍省による統制が厳格化する前から、軍人会本部による在郷軍人の政治活動への法的統制は強化されつつあったのである。

二 一九三三年から三四年における在郷軍人の政治的強さを再考する

（一）政治不関与原則を堅持する陸軍省・在郷軍人会本部

第一章で述べてきたように、五・一五事件を契機に、在郷軍人の政治活動には次第に法的な側面からの統制が強められつつあった。一方で、本章で扱う一九三三年から三四年は、地域の末端の在郷軍人会や私的グループが政治家やメディアに攻撃を仕掛ける事件が相次いだ時期であり、従来の研究ではその「政治的な強さ」が強調されてきた。⁽²⁴⁾しかし本章では同時期においても、陸軍省および在郷軍人会本部が依然として在郷軍人の政治不関与原則の方針を固持していたこと、それゆえ、政治家への攻撃がかえって陸軍省の在郷軍人の政治的活

動に対する否定的姿勢を露呈させたことを明らかにし、その意味で同時期の在郷軍人の「政治的な強さ」についても再検討する。

まず注目されるのは、在郷軍人会本部の赤井春海が一九三三年の講演のなかで、議会における政友会の芦田均議員の発言に在郷軍人からの批判があつたとしたうえで、「議員内ノ言動ニ就テ外部ヨリ抗議スルコトハ如何カト存ジラレマス」と述べ、議会における議員の発言に対する在郷軍人会会員の外からの攻撃に苦言を呈していることである。赤井はその理由を「若シ之ヲ許ストナラバ」議会における一議員が軍事予算に反対した、あるいは「連盟脱退ノ反対ノ声明書ヲ發シタル如キ」にも一つ一つに釈明を要求せざるを得なくなり、「終ニハ知ラス」政治圏内ニ踏ミ込ムコトナル」からであるという。⁽²⁵⁾すなわち、政治的党派が議論を戦わせる議会にまで在郷軍人会が横やりを入れることになれば、必然的に自らの政治的立ち位置を示すことになり、苦しい立場に追い込まれるであろう。議会における政治家への攻撃を在郷軍人会本部は必ずしも容認していたわけではなかつたのである。

さらに重要なのは、先の赤井の講演直後の一九三三年五月、陸軍省軍務局徴募課長である松村正員が、在郷軍人会の機関誌『戦友』誌上に、在郷軍人の政治化について相当に強い言辞で批判的見解を寄せている点である。『戦友』は在郷軍人会全体の機関誌であつたから、これはすべての在郷軍人へ向けた陸軍省による牽制のメッセージであつた。同誌において松村はまず、政治的な「右翼的硬派の色彩を有する各種団体」が「軍人会の有力者を通して間接に其勢力の利用を覬ひ、或は直接軍人会員の多数を誘致し、其勢力利用を図」ろうとしている点を指摘する。そのうえで「本省は勿論、軍人会本部に於ては、決して斯る団体に関係を有するものは一つも無いことを茲に明言する」⁽²⁶⁾とする。在郷軍人会の会員として政治に関わる者のみならず、私的グループ

にも援助を与えないことを陸軍省が表明したのである。その意味で、この松村徵募課長の牽制は前述の在郷軍人会本部の路線を陸軍省が追認・擁護したものと見えよう。それゆえ、私的グループと陸軍省・在郷軍人会本部が、地域で活性化する私的グループと共同して政治家や言論人の議論を封じようとしていたと結論づけることには慎重になる必要がある。さらに松村は、「在郷軍人会の圏外に於て、別に在郷軍人を糾合する此種団体を作り、政治的策動に狂奔するが如きものが」あれば、それは在郷軍人会の「使命に」背反するため、「在郷軍人が結束して政治的に進出することは吾人の最も執らざる所である」⁽²⁷⁾とも言及している。すでに述べたように、在郷軍人の私的な政治活動には制限を加えることが必ずしも容易ではなかったものの、在郷軍人会本部は規約の改正など法的な統制も模索しつつ、陸軍省も私的グループの活動には支持を与えないと表明することで政治的にも統制することを目指したのであった。

(2) 在郷軍人による政治家への攻撃がもたらした逆説

もちろん、これにより政治化する在郷軍人たちがただちに政治的活動から手を引いたわけではない。しかし本節では一部の在郷軍人会、さらには私的グループが従来言われたような「政治的な強さ」を保持していたわけではない点を示す。一九三四年に入ると、貴族院議員青木才次郎が議会の席上、熊本や栃木の在郷軍人たちの間に「軍部独裁」を目指す言動があったとして政府に詰め寄る一幕があった⁽²⁸⁾。青木の言及した栃木県の第一四師団は信州郷軍同志会の幹部も関係している松本連隊を擁していたため、同会は青木の言を捉えて攻勢に転じようとした。同会は政治家を攻撃することで自らの有用性を示し、陸軍省との連携を深めることが狙いだったのであろう。

しかし青木からは「従来の欠点を悟り自から戒めつつある現在の政党に猥りに批難攻撃すべき者には有之間敷と存じ居り候」とかえって批判を浴び、「演説したる者を容易に取消すべき者には有之間敷と存じ居り候」と返されたのみで、それ以上の反響をもたらさなかった。信州郷軍同志会は、青木について「議場内の言論の責任は議場外に負うべき筋合てないと称して逃げ」たと論じているが、裏を返せば青木への攻撃は成果をもたらさなかったことを意味している。在郷軍人会本部および陸軍省が私的グループの政治活動に消極的ななかで、私的グループの政治家への攻撃は支援を得られなかったのである。

その意味で一九三四年二月に代議士である宮脇長吉が在郷軍人を批判したことに始まる舌禍問題も注目される。自らも砲兵大佐の在郷軍人であり政友会所属の議員でもある宮脇は、二月頭の衆議院予算総会において、大会で政治的決議を行う在郷軍人はあくまで政治屋であり、「生業」についておらずに時間のある者たちであると暗に批判した。この点に一部の在郷軍人会および私的グループが「侮辱」であるとの声を上げることとなった。信州郷軍同志会も宮脇批判に立ち上がっているが、宮脇批判にあたっては同会に一部の陸軍省の軍人から資金の用意があるとされていたから、先の青木批判の際と同様に自らの存在感を示し、陸軍省との政治的連携を狙っていたのであろう。

しかしその後も宮脇は陸相および海相に対し軍人の政治関与について批判を展開し、海相の大角零生からは、軍人勅諭の「政治に拘らず」の文言は従来通り軍人の政治不関与原則を示したものであり、その点を改めて部内で訓示するとの言葉を勝ち取っている。⁽³²⁾もともと二月の段階では、陸相の林銑十郎からは大角と同様の言質を引き出すことはできず、大角もあくまで現役軍人を想定していたと思われるが、宮脇の攻勢は在郷軍人の政治関与にも及んでいく。実際、三月一二日の議会に登壇した宮脇は、第一に「在郷軍人会ヲ絶対ニ政治的

ニ利用スベキモノニアラズ」という点、第二に「在郷軍人大会ニ於テ政治的決議ヲ為ストモ」それを在郷軍人の総意と信じるべきではないという点、第三に在郷軍人の集会を政治的に利用させないために「如何ナル方法ヲ講ジツ、アルカ」につき陸相林銑十郎に「明確ナル御答」を迫ったのである。

これに対して林は、第一の点には、「政治上ノ事ニ関与スルコト」および「政治的利用ニ利用スルコト」は許されないと答え、第二の点についても「政治的決議ヲスルト云フコトハ、有ルベカラザルコト」としたうえで、一部の政治的決議を「在郷軍人ノ総意ダト云フコトハ、無論言ハレナイト考ヘマス」と、宮脇の議論を全面的に受け入れた。第三の政治的利用の予防手段については、在郷軍人会の会長が「相当ナ取締リヲ執ツテ居ル」としつつも、「尚ホソレデ不足デアルト考ヘル場合」には陸相から在郷軍人会の会長へ注意をさらに与えるとして、議会は拍手に包まれた。⁽³³⁾以上の経緯を見ると、在郷軍人たちによる宮脇攻撃は、むしろ陸軍省が在郷軍人の政治活動に否定的であることを明らかにしたと言えよう。

先行研究は、宮脇問題が二月に顕在化しながらも、帝国在郷軍人会全国評議員会が宮脇批判の決議を採択するのが三月末までずれこんだことを指摘するが、それは恐らく既述の在郷軍人会本部や林陸相の消極的な姿勢も関係しているよう。先にも触れた通り、宮脇問題に関して一部の陸軍省の軍人から信州郷軍同志会へ資金用意の話があったとされるものの、結局宮脇非難の決議をするにあたって長野県の在郷軍人会が必ずしも積極的な役割を果たせていないのも、⁽³⁵⁾信州郷軍同志会が長野における在郷軍人会を主導できなかったこと、陸軍省、在郷軍人会本部の否定的な牽制に二の足を踏んだ可能性が考えられよう。そして帝国在郷軍人会全国評議会が批判決議を取り上げることができたのも、あくまで宮脇の発言が「侮辱」か否かという、およそ内政・外交とは無縁な内容であったために可能であったことも改めて記しておく必要がある。

以上のように、陸軍省と政治的連携を目指していた私的グループにとって、状況は決して好転してはいなかったのである。それゆえ、信州郷軍同志会が一九三四年を総括した文書によれば、前述の青木問題、宮脇問題に触れながらも、それらを同年の同会の「最大の」⁽³⁶⁾成果には含めることができなかったのである。こうして同会の政治的革新性には陰りが見えていく。在郷軍人の政治的活発化を期待して信州郷軍同志会に働きかけを行ってきた中谷武世は、同年に「郷軍に望みをかけしが駄目」であり「何ら革新の氣勢なくして全然望みを失へり」と不満を漏らさざるを得なかった。⁽³⁷⁾

このように一九三三年から三四年にかけて、陸軍省や在郷軍人会本部が、強硬な姿勢を示すに在郷軍人を必ずしも歓迎していないことが判明するなかで、各地の在郷軍人会でも軍以外の既存の政治、行政組織との協調が必要であるという認識がみられた。そのことは地域における在郷軍人会の予算をめぐる問題に見て取れる。在郷軍人会の予算は市町村による補助費によっても賄われていた。一九三三年にはその市町村からの補助費を減額しない様に求める要求が、信州郷軍同志会メンバーによってなされており、⁽³⁸⁾一九三四年には必ずしも強い言辞ではないものの、在郷軍人会松本支部長から「補助費増額方御配慮」⁽³⁹⁾を訴える文書も長野県の各市町村長宛てに送られている。しかしここで興味深いのは、一九三四年の際には、市町村に対し補助費の増額を強硬に迫るべきではないとする文書が、在郷軍人会松本支部の理事によって、長野県下の在郷軍人会各連合分会および市町村分会宛てに送られている点であろう。

在郷軍人会松本支部理事である徳永中佐は、まず在郷軍人会の連合分会および市町村分会における補助費増額は、あくまで「市町村長等と和衷の下に実現に努められ度」いとしたうえで、さらに「徒に支部長殿の依頼せられしことを真向より振翳し強要するが如きは却て将来のため悪結果を招来するものに有之候に付此の辺に

関しては十二分に御配慮相煩度切望の至り」であると付け加えている。⁽⁴⁰⁾ 支部長から増額要請があったからといえど、それを振りかざして市町村に補助金の増額を迫ってはならないと、在郷軍人会の連合分会および市町村レベルの分会に牽制を入れたのである。それでも、地元メディアからは在郷軍人会が予算増額を強要していると報じられたらしく、在郷軍人会松本支部の置かれた松本連隊区司令部は、それに逐一弁駁する「価値も無之候」としながらも、「萬一にも縣市町村⁽⁴¹⁾司令部間に多少共誤解」が生じるときは「由々しき大事にも立至る」可能性があると弁明の書類を出さざるを得なかったのである。⁽⁴¹⁾

これまで見てきたように、五・一五事件以後、陸軍省、在郷軍人会本部は在郷軍人の政治活動を支持していなかった。そのなかで、地域の在郷軍人会も市町村など既存の政治、行政組織との協力が不可欠であると認識していたのである。その意味でも一部の在郷軍人会および私的グループの政治力は必ずしも強いものではなかったのである。

三 天皇機関説問題から一九三六年の在郷軍人会令まで

(1) 天皇機関説問題と私的グループ

本章では、一九三五年から三六年における在郷軍人の政治活動への法的な統制が強化されていく時期を扱い、陸軍省と在郷軍人会本部が、一貫して私的な在郷軍人グループの政治活動を警戒しており、三六年の勅令がその法的統制の一つの到達点であったことを示す。そのためにまず本節では、天皇機関説事件における私的グループへの法的統制の模索と同事件で何がもつとも問題とされたのかを確認する。

一九三五年二月の貴族院における美濃部達吉の演説は、全国の在郷軍人たちに天皇機関説の排撃と国体明徴運動の必要性を認識させた。しかし一方で、在郷軍人会の会長である鈴木莊六は、在郷軍人会の影響力は満州事変以後「非常に大である故に猥りに動くことは出来ぬ」としつつ、同会を利用しようとする勢力を警戒し、政治運動は「絶対に避け」る必要があると考えていた。⁽⁴²⁾ それゆえ、本部は三月の段階で「本会各団体又ハ役員ノ名ヲ以テ個人ヲ排撃シ政治ヲ是非シ又ハ政争ノ渦中ニ入ルコトナキ様」戒める通牒を出していた。⁽⁴³⁾ しかし鈴木が述べているように、問題となるのは満州事変以後在郷軍人会がその影響力を高めているがゆえに、同会を利用しようとする私的グループであり、鈴木は政治に関与できない在郷軍人会を焚きつけようとする「無責任」な私的グループや軍人会に入会していない在郷将官へ憤りをあらわにしている。⁽⁴⁴⁾ 陸軍省も同様の危機感を抱いていたようであり、同年五月には、各師団宛てに「退役軍人ヲ以テスル団体指導ノ件」を出している。ここでは「近時各地ニ退役軍人ヲ以テスル団体」が多く簇生しているとしたうえで、それらの団体の「指導ヲ誤ルトキハ面白カラサル結果ヲ生ス」と指摘する。そのうえで在郷軍人の組織で「政治目的ヲ有スル」ものは「在郷軍人会ノ後援姉妹団体」として「軍友会」へと「変改」することを要請している。⁽⁴⁵⁾ すなわち、在郷軍人が在郷軍人会の会員としてではなく、私的グループとして政治運動を行う場合、その統制は困難を極める。それゆえ、そのような団体を「在郷軍人会ノ後援姉妹団体」に変えることで、法的な監視を可能にしようとしたのであろう。ここには私的グループの政治活動をなんとか法的統制の下に置こうとする模索が見て取れよう。実際、私的グループが政治的な行動をした場合には、すぐに法的統制がかけられるよう監視がなされていた。美濃部問題で四月に上京した信州郷軍同志会は、機関説のみならず政治をも批判する「全日本の同志に訴ふ」というビラを配る予定だったものの、「其筋よりの示達」によって中止させられるなど、「取締官憲」の「厳し

い制限」を課され、「一行の志気を削ぐること大なり」であったという。⁽⁴⁶⁾

もちろん、そのような「変改」に私的グループが容易に従ったとは思えない。実際、岡田内閣が天皇機関説問題の事態を沈静化するために声明を八月、一〇月にそれぞれ出したのちも、既存の在郷軍人会とは別に全国在郷将校会なる私的グループが結成されており、一二月頃までに九州の一部では後述する三六俱樂部と関わりを持っていった江藤源九郎とともに請願運動を試みる動きがみられ、翌年の二月にも国体明徴同志会なる私的グループも請願を試みようとしていた。⁽⁴⁷⁾しかし一二月には在郷軍人会本部が、在郷軍人の天皇機関説に関する請願運動の請願令第一七条に反する可能性を指摘し牽制を行っている。⁽⁴⁸⁾同条は既述のように、請願のために「他人ヲ誘惑若ハ煽動」した者を禁錮刑、罰金刑に処することを規定していた。同条により、私的な在郷軍人の横断的な連絡に牽制を入れようとしたのであろう。

確かに陸軍省、在郷軍人会本部は天皇機関説問題が私的グループに活発に取り上げられていた時期に有効な法的統制を打ち出せていたわけではない。それは既述のように、在郷軍人は一人としての性格をも持ったため、むやみに政治活動を制限することが困難であったからでもある。しかし先行研究も指摘するように、天皇機関説事件における私的グループの政治的活発化は、確実に翌年の勅令につながっていた。⁽⁴⁹⁾

天皇機関説事件のなかで問題となったのは、私的グループ、とりわけ三六俱樂部が、各地の在郷軍人会の評議員に働きかけ、評議會を開かせることで在郷軍人会を動かし、倒閣を狙う「評議員獲得運動」を行っていた点である。⁽⁵⁰⁾戸部良一氏の研究が、天皇機関説問題において問題視されたことの一つに在郷軍人会の評議會の問題があったことに触れているが、⁽⁵¹⁾ここでは評議員をめぐる問題が特に在郷軍人会本部に問題視されていた点は確認しておく必要があるだろう。既述のように、在郷軍人会の評議員システムは、地域レベルの強硬論を本部

の評議会にまで吸い上げる可能性を有していた。実際、三六俱樂部は私的グループでありながら、そのメンバーには各地の在郷軍人会の役員である者もいたため、評議員を兼ねる同俱樂部のメンバーが強硬論を吸い上げ、決議を行うことで倒閣を目論んでいたのである。そのことは、同俱樂部が本部の評議員を務めていた岩井勘六へ働きかけ、軍人会本部へ国体明徴につき意見具申させていた点に見て取れる。そのことにつき、軍人会本部は「今後の指導上容易ならぬものあり」と考え、大連まで岩井を説得しに副会長を派遣した。そして三六俱樂部のメンバーである松本勇平が鈴木莊六在郷軍人会会長のもとを訪れ、評議員への働きかけは「軍人会の統制を紊すものにあらず」と述べると、鈴木は「評議員獲得運動の如きは軍人会の統制を紊すもの」とただちに反論した。⁽⁵²⁾このように、私的グループによって外から在郷軍人会が利用され、政治に関わる恐れが対処すべき喫緊の課題だったのである。そしてこの私的グループによる評議会の利用の問題も含め、その法的対応は次節で述べる帝国在郷軍人会令に盛り込まれていくこととなる。

(2) 一九三六年の在郷軍人会令が持つ意義

本節では、在郷軍人会の会員として動くもののみならず、私的グループの政治活動に対する法的対処として打ち出された一九三六年の帝国在郷軍人会令について詳細に見ていく。同勅令は、寺内寿一陸相が肅軍の一環として九月一八日に統制強化を決意し閣議に付議して閣僚の同意を得て進められた。⁽⁵³⁾すなわち、在郷軍人の政治化に対する法的統制の必要は陸軍省でも痛感されていたのである。

実際に公布された勅令のなかでも第一に重要なのは、従来の研究では触れられて来なかった、陸海軍大臣が帝国在郷軍人会を「監督ス」と規定した点である。従来の在郷軍人会規約では、第四条において在郷軍人会は

陸（海）軍大臣の「監督ヲ受ク」と規定されていたために、陸軍大臣が能動的に在郷軍人会を監督できず「不便」であつたのに対し、同勅令では第二条で陸（海）軍大臣が「積極的に」在郷軍人会を監督することができるようになった。その結果、陸（海）軍大臣は能動的な「監督権の発動」の根拠を持つこととなり、「仮令在郷軍人会としての政治運動でなくても在郷軍人のみによつて構成さるゝ団体のみの政治運動や在郷軍人を中心勢力として結成さるゝ団体の政治運動に対しては陸海軍大臣を通じ相当強力なる監督権の発動があり得ることゝなり」⁽⁵⁴⁾「会令発動の範囲拡大」と説明された。すなわち、これまでは一定の自立性を重視されてきた在郷軍人会が「自発的に」監督を受けるという意味合いを持つ規約を、陸軍省が積極的に介入して監督するものと勅令によつて変更したのである。したがつて積極的、能動的、かつ主体的に陸軍省は在郷軍人会を監督できるため、同会に所属しながらも私人として政治に関与しようとする者にも目を光らせることができるということであろう。こうして、陸軍省は私的グループの政治活動にも目を光らせることができるようになったのである。在郷軍人会本部も、同勅令による会再編が行われた理由について、「本会団体の実力が加はるに従つて、他の団体或は個人にして之れを利用せんとするものが絶無とは云へぬ、否増加しつゝあり」⁽⁵⁵⁾と、私的グループの存在を要因に挙げていた。そして実際、この陸軍の意向は、実際に既存の在郷軍人会を離れて活動しようとしていた私的グループにも届いていたようである。それゆえ、三六俱樂部は同勅令が「在郷軍人の常人としての政治的活動を多少でも掣肘するもの」であつてはならないと反発せざるを得なかつたのである。⁽⁵⁶⁾信州郷軍同志会の中原も、在郷軍人の「横断的連絡の絶対排撃を期する」意味において「監督権の強化」が行われたのであり、「単一に在郷軍人を構成する郷軍同志会の如きは相当影響される」と報じる新聞記事を自らの手帳に挟み込んで同会の命運を案じていた。⁽⁵⁷⁾このように三六年の勅令は従来ほとんど触れられてこなかつたが、最も重

要な点は在郷軍人会のみならず私的グループの政治活動をも監督できる法的根拠を得たことであった。

第二に重要なのは、先行研究も触れているが、前年の天皇機関説問題の際に問題となっていた、私的グループによる評議会利用にも対応している点である。⁽⁵⁸⁾そのことは、同年の勅令に基づく刷新によって、評議会の仕組みが廃止された点に見て取れる。前節で確認した、私的グループのメンバーが自身の兼ねる帝国在郷軍人会の評議員の立場を利用して強硬論を決議し倒閣を企てること、そのような強硬な議論を持つ評議員が互選で当選してこることへの対処は喫緊の問題であった。それゆえ、在郷軍人会の機関誌である『戦友』では、会再編について「選挙制は何故本会成立の本旨に反するや」という解説を設けており、ここでは評議員の選挙が「その主義に於て統制と相反するものであり、又その運用に依りては自治の弊風に陥り易き点多分にある」⁽⁵⁹⁾と説明している。前年の天皇機関説問題において、三六倶楽部という私的グループが評議会に働きかけて政治的圧力を加えようとしていたことが、ここで意識されていたことは間違いないであろう。それゆえ、それまでの評議員は参事という役職に置き換えられたものの、会員のなかから選挙で選ばれる役員職は廃止となった。さらに、支部以上の在郷軍人会では決議を行うこともできなくなり、決議を行うことで圧力を加えることにも制限が加えられたのである。

第三に、一九三六年の在郷軍人会令には、それまでの在郷軍人会規約にはなかった「在郷軍人会ヲ組織セントスルトキハ陸軍大臣及海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ」とする規定が第一条に設けられ、新たに在郷軍人会に類する組織を作る際には、陸軍省の認可が必要となった。それゆえ、政治的な私的グループを作ろうとした場合でも、陸軍大臣がその組織を認可の必要な組織とみなして抑制をかけることも可能であっただろう。

以上の勅令化が陸軍省主導で行われたことを考えれば、私的グループの政治活動への法的統制の必要性は、

陸軍省、在郷軍人会本部が軌を一にしていたと考えるべきであらう。ここに長年の課題であった私的グループへの法的統制が勅令により一つの到達点に達したのである。

おわりに

以上見てきたように、陸軍省および在郷軍人会本部は五・一五事件後から私的グループの政治活動に対する法的統制を模索してきた。それはこれまでほとんど触れられてこなかった、一九三三年の在郷軍人会規約改正により私的な政治活動を行う在郷軍人会の会員および役員に制裁が設けられたことに表れていた。それゆえ、一九三三年から三四年にかけて行われた在郷軍人による政治家の攻撃も、かえって陸軍省が在郷軍人の政治活動に否定的であることを露見させるだけに終わり、在郷軍人會も地域の政治・行政組織との協力を目指していく。その意味で、同時期の在郷軍人は会員としても私的グループとしても強い政治力を発揮できたわけではなかった。その意味で本稿は、在郷軍人の影響力を啓蒙活動と政治活動の次元で分けて考える必要を示した。そして、一九三六年の勅令団体化により、私的グループの政治活動までも監督できる内容にしたのである。したがって、私的グループと在郷軍人会、陸軍省がどこまで政治的に一体であったのかについて認識を改める必要がある。

また本稿は国際比較の視座にも有益な視点を提供している。すなわち、日本の在郷軍人は戦間期のドイツやイタリアと異なり、軍を含め特定の政治勢力が権力を掌握するための一因を作ることなく、在郷軍人が日本の政治体制の不安定化をもたらすこともなかった。その理由の一つは、本稿で論じてきたように、陸軍省と在

郷軍人会本部が在郷軍人の政治化に対し法的・政治的統制を模索してきたからであろう。その意味で本稿は、在郷軍人と政治という観点から日本をどのようにに世界史のなかに位置付けられるのかを検討する手がかりともなろう。

注

- (1) 戸部良一「帝国在郷軍人会と政治」(猪木武徳編著『戦間期日本の社会集団とネットワーク——デモクラシーと中間団体』(NTT出版、二〇〇八年)。
- (2) この点は陸軍省新聞班『輝く帰還兵の為に』(陸軍省新聞班、一九三八年) 二二頁からも分かる。
- (3) 前掲戸部「帝国在郷軍人会と政治」と同様に、軍中央と政治化する在郷軍人を同一視することに異を唱える研究としては、田上慎一「研究ノート『右翼政治家』中原謹司試論——愛国勤労党から信州郷軍同志会へ」(『法政史学』第七八巻、二〇一二年九月)、玉木寛輝『昭和期政軍関係の模索と総力戦構想——戦前・戦中の陸海軍・知識人の葛藤』(慶應義塾大学出版会、二〇二〇年)、藤田俊『戦間期日本陸軍の宣伝政策——民間・大衆にどう対峙したか』(芙蓉書房、二〇二二年) など。
- (4) 須崎慎一『日本ファシズムとその時代——天皇制・軍部・戦争・民衆』(大月書店、一九九八年) や由井正臣『軍部と民衆統合——日清戦争から満州事変期まで』(岩波書店、二〇〇九年) など。
- (5) この点については前掲藤田『戦間期日本陸軍の宣伝政策』も示唆している。
- (6) この点については、今井宏昌「解説『英霊』の遺したもの」(ジョージ・L・モッセ(宮武実知子訳)『英霊 世界大戦の記憶の再構築』ちくま学芸文庫、二〇二二年) 三四七―三四頁を参照されたい。そのほか原田昌博『政治的暴力の共和国——ワイマル時代における街頭・酒場とナチズム』(名古屋大学出版会、二〇二二年) も参照。とりわ

け在郷軍人については、Alcalde, Angel *War Veterans And Fascism In Interwar Europe* (Cambridge: Cambridge University Press, 2017) も参照されたい。

- (7) この点については玉木寛輝『戦前期日本の『ファシスト』の在郷軍人への接近と乖離——北畠吉と長野県下伊那地域の在郷軍人を中心に』(『近代日本研究』第三九巻、二〇二三年二月)を参照されたい。
- (8) この点については前掲玉木『昭和期政軍関係の模索と総力戦構想』を参照されたい。
- (9) 「五・一五事件海軍公判に関する嘆願書 減刑嘆願書 草稿」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『中原謹司関係文書』一九五二)。ここには嘆願書のみならず請願を求めようとする書類も含まれている。
- (10) 公安調査庁『戦前日本における右翼団体の状況 中巻』(公安調査庁、一九六四年)二〇七～二〇八頁。
- (11) 「五・一五事件二関スル会員指導ノ件通牒」(松本市文書館所蔵『昭和八年 在郷軍人会綴』六一五九七)。
- (12) 「昭和七年九月一六日東筑摩郡連合分会長小野祐之各分会長殿 会員指導ノ件通牒」(松本市文書館所蔵『昭和七年 分会書類綴 岡田村役場』六一五九三)。
- (13) 『資料 日本現代史 九』(大月書店、一九八四年)五一頁。
- (14) 『信濃国民新聞』第六四号、一九三三年八月二日第一面。
- (15) 同前。
- (16) 「昭和九年度県会質問要項原稿」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『中原謹司関係文書』二三四九)。
- (17) 「郷軍同志会行動方針書及信州郷軍同志会規約」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『中原謹司関係文書』一六九二)。
- (18) 「帝国在郷軍人会規約改正ノ要旨」(松本市文書館所蔵『自大正七年規約綴 帝国在郷軍人会岡田村分会』六一五六二)。
- (19) 「改正されたる規約の徹底を望む」(『松本支部報』第一七二号、一九三三年七月号)六～七頁。
- (20) 松村正貞「進出中の新なる諸団体と在郷軍人会員」(『戦友』第二七五号、一九三三年五月)九頁。

- (21) 前掲「昭和七年九月二六日東筑摩郡連合分会長小野祐之各分会長殿 会員指導の件通牒」。
- (22) 前掲「帝国在郷軍人会規約改正ノ要旨」は一九三三年の改正で「役員ニ対スル制裁法ヲ規定セリ」としているが、それはこの点であろう。
- (23) 「憲高秘第一八〇五号／郷軍会規約改正研究委員会状況並軍事討究会ノ動静ノ件報告」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『真崎甚三郎関係文書』二二三六)。
- (24) たとえば前掲由井『軍部と民衆統合』一八七頁など。
- (25) 「総務理事口演要旨抜粋」(松本市文書館所蔵『昭和八年 庶務 里山辺村分会』一〇三五)。
- (26) 前掲松村「進出中の新なる諸団体と在郷軍人会員」八〇九頁。
- (27) 同前、九頁。
- (28) 「憲法政治を否認し、自ら礼賛を助成 青木君軍部を責む」(『東京朝日新聞』一九三四年一月二五日付) 夕刊一面。
- (29) 「貴族院議員青木才二郎↓市瀬繁」(飯田市歴史研究所『市瀬繁関係文書』一一―一二二八)。
- (30) 「信州郷軍同志会活動状況(その二)」(国立国会図書館憲政資料室所蔵『中原謹司関係文書』一七〇一)。
- (31) 前掲須崎『日本ファシズムとその時代』一八二頁。
- (32) 「政治に『拘らず』は関係せずの意 勅諭解釈を海相言明」(『東京朝日新聞』一九三四年二月三日付) 朝刊二面。
- (33) 国立国会図書館「第六五回帝国議会 衆議院 本会議 第二二号 一九三四年三月一三日」帝国議会議録検索システム URL : <https://teikokuugikai.ndl.go.jp/#/detail?minId=006513242X02219340313¤t=221> (参照: 二〇二四年一月七日)。
- (34) 前掲須崎『日本ファシズムとその時代』一八三頁。
- (35) 『戦友』(第二八七号、一九三四年五月) によれば、在郷軍人会本部の評議会で宮脇批判の緊急動議を持ち出したのは在郷軍人会宇都宮支部選出の評議員であった。その後宮脇問題につき意見を述べたのも名古屋、麻布、新発田、青

森、大村支部選出の評議員たちであり（三九頁）、同問題について主体的な役割は現状の史料を見る限りでは果たせていない。

- (36) 前掲『信州郷軍同志会活動状況（その二）』。
- (37) 「手帳 昭和九年七月―一〇月」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『中原謹司関係文書』三〇八一）。
- (38) 前掲『昭和八年 在郷軍人会綴』所収の信州郷軍同志会メンバーである古思了から連合分会長、分会長宛の書類。もともと古思は松本支部の理事として要求している。
- (39) 松本市文書館所蔵（昭和九年度 兵事ニ関スル綴 一〇七一）。
- (40) 松本市文書館所蔵（昭和九年度 雑書綴 在郷軍人分会 六一六〇七）所収の松本支部理事徳永徳中佐の連合分会長、分会長宛書類。
- (41) 前掲『昭和九年度 兵事ニ関スル綴』所収の松本連隊区司令部から各市町村長宛て書類。
- (42) 「自叙 莊六一代記 活字版」（国文学研究資料館所蔵『鈴木莊六関係文書』一）。
- (43) 「秘 天皇機関説ニ関スル件」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『真崎甚三郎関係文書』二二四〇）のなかに「会企三一号」として収められている。
- (44) 前掲「自叙 莊六一代記 活字版」。
- (45) 「退後軍人を以てする團體の指導の件」JACCAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01004091400、密受大日記第三号 七冊の内 昭和一〇年（防衛省防衛研究所）。
- (46) 坂城町古文書等閲覧室所蔵「国光宣揚祈願行祈念寫眞帖 信州郷軍同志会」（『御所沢 宮沢園右衛門家文書』一八一―一六）。
- (47) 前掲戸部「帝国在郷軍人会と政治」七四頁および郷軍明徴同志会『郷軍本然の使命——国体明徴達成への一考察』（私家版、一九三六年）。

- (48) 「高軍発令第四五七号 請願運動ニ関スル会員指導ノ件通牒」(群馬県立文書館所蔵『発来翰綴(天皇機関説・満州農業移民他)抄』日七四——二)。
- (49) 前掲戸部「帝国在郷軍人会と政治」七四～七五頁。
- (50) 前掲「自叙 莊六一代記 活字版」。
- (51) 前掲戸部「帝国在郷軍人会と政治」六九～七四頁。
- (52) 前掲「自叙 莊六一代記 活字版」。
- (53) 「帝国在郷軍人会統制 近く勅令で官制公布」(『読売新聞』一九三六年九月一九日) 夕刊一面。
- (54) 「郷軍関係団体の政治運動も監督 会令発動の範囲拡大」(『東京朝日新聞』一九三六年九月二〇日付) 朝刊二面。
- (55) 篠田次助「本会制度の改革」(『戦友』第三二六号、一九三六年一〇月) 六頁。
- (56) 有馬成甫「帝国在郷軍人会令及び帝国在郷軍人会規程の公布に就て」(『一九三六』第四卷一〇号、一九三六年一〇月) 一七頁。
- (57) 前掲玉木『昭和期政軍関係の模索と総力戦構想』四四頁。
- (58) この点については前掲戸部「帝国在郷軍人会と政治」七四頁も触れている。
- (59) 篠田次助「帝国在郷軍人会制度の確立」(『戦友』第三一八号、一九三六年二月) 四頁。